

在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年条例第28号）による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	鶴ヶ島市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	108-3：心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年条例第28号）による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例（平成27年条例第27号）別表第3の項 在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年条例第28号）による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第1条	在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年条例第28号）第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって(障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること)を目的とする。	第1条 この条例は、(鶴ヶ島市に居住する在宅の重度心身障害者)に在宅重度心身障害者手当(以下「手当」という。)を支給することにより、これらの者の(経済的及び精神的な負担の軽減を図ること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		在宅重度心身障害者手当支給条例(昭和54年条例第28号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号	在宅重度心身障害者手当支給条例第3条第2項
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	在宅重度心身障害者手当支給条例第3条第2項の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項6号イ	在宅重度心身障害者手当支給条例第7条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

備考

届出情報

届出日	2024年03月08日
独自利用事務の対象者	在宅重度心身障害者手当の受給資格者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2016年01月01日

保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	